

仙台市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十三号

仙台市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

仙台市職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年仙台市人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(教育職給料表（一）の適用範囲) 第三条 [略] <u>2 教育職給料表（一）の備考第二項の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級である者とする。</u>	(教育職給料表（一）の適用範囲) 第三条 [略] [削る]
(教育職給料表（二）の適用範囲) 第四条 [略] <u>2 教育職給料表（二）の備考第二項の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級である者とする。</u>	(教育職給料表（二）の適用範囲) 第四条 [略] <u>2 教育職給料表（二）の備考2の人事委員会規則で定める職員は、市立の小学校及び中学校に勤務する副校長及び教頭とする。</u>
[新設]	<u>3 教育職給料表（二）の備考3の人事委員会規則で定める職員は、市立の小学校及び中学校に勤務する校長とする。</u>

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

（人事委員会事務局審査給与課）